

担い手3法等の改正関係要望

1 品確法関係

- (1) 品確法に基づく運用指針において、必ず実施すべきとされている事項について、実施していない公共団体等に対して、団体名の公表、実施すべきことの指導・勧告、勧告に従わない場合の改善命令等が行えるよう規定していただきたい。
- (2) 入札の不調・不落時、見積の徴取等により適正な「予定価格」を定め、できるだけ速やかに契約を締結するよう努めることとされている(第7条第一項第2号)が、不落の場合、会計法の規定に拘らず見積の徴取等により、その内容が適正な価格と認められる場合には、当該価格を適正な「発注価格」として契約を締結することができることとしていただきたい。
- (3) 国、地方公共団体等は、施工時期の平準化に取り組むことを品確法に明記するとともに、運用指針においても必ず実施すべき事項に格上げしていただきたい。
- (4) 適正な工期の設定や施工時期の平準化のため、繰り越し手続きや債務負担行為等の活用に努めることを法律に明記していただきたい。
- (5) 多様な入札契約方式の選択することを定めた第14条に関連し、災害復旧等に当たり迅速な対応を行うため、随意契約や指名競争入札方式を積極的に活用することを法律に明記していただきたい。
- (6) 工事の仕様の確定が困難な場合、技術提案を公募の上、選定した者と契約することができることとされており、この場合も「予定価格」を定めることとされている(第18条)が、会計法の規定に拘らず適正な「発注価格」を定め、契約を締結することができることとしていただきたい。
- (7) 民間工事についても、その品質確保が、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることは公共工事と共通することから、公共工事に対する品確法の考え方は、できるだけこれに準じて適用すべきと考えられることから、法律の構成そのものについても「建設工事の品質の確保の促進に関する法律」とすることも検討していただきたい。

2 入契法関係

建設業者は、工事の入札に係る申し込みの際、入札金額の内訳を記載した書類を提出することとされているが、適切な安全経費、社会保険経費等が明示された場合、発注者はこれを尊重することを規定していただきたい。

3 建設業法関係

中央建設業審議会基本問題検討小委員会中間とりまとめに盛り込まれた項目のうち対応の方向性が示された形で法改正を行っていただきたい。

(1) 長時間労働の是正（適正な工期設定）

民間を含む注文者は、その注文した建設工事を施工するために、著しく短い工期による請負契約を禁止するとともに、勧告等による何らかの指導ができるように措置していただきたい。

(2) 処遇改善（技能・経験にふさわしい給与の実現、社会保険加入対策の強化）

・登録基幹技能者をはじめ現場で作業する技能者を施工体制台帳の記載事項としていただきたい。

・社会保険に未加入の建設企業は建設業の許可・更新を認めないように措置していただきたい。

・地域建設業の持続性確保のため、経營業務管理者の要件を廃止していただきたい。

(3) 生産性向上（人材の効率的活用）

監理技術者の職務に関し、明らかに支障が生じないと言える建設工事については、一定の範囲で兼務を認めるようにしていただきたい。

4 その他の法令関係

災害対策基本法に基づき応急措置の業務に従事した者、及び水防法における水防に従事した者に対する災害補償について、災害協定に基づく出動要請に従いこれに従事した者も、前者に準ずるものとして取り扱い、死亡等が発生した場合、損失補償を行うことを明文化していただきたい。